

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 92号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に、「知的障害児施設等（法第42条に規定する知的障害児施設、法第43条に規定する知的障害児通園施設、法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び法第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）」を「法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）」に改め、同項第2号中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改め、同項第14号中「（法第28条第1項に規定する措置を除く。）」を削り、同号を同項第16号とし、同項第13号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 児童虐待防止法第9条の3第1項から第3項まで及び第5項に規定する臨検、搜索等に関すること。

第2条第1項第12号を同項第13号とし、同項第11号中「第34条」を「第33条」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「一時保護」の右に「及び同条第5項の規定による意見の聴取」を加え、同号を同項第10号とし、同項第8号中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第28条第1項、第2項及び第4項に規定する措置に関すること。

第2条第2項第7号中「第51条第1号」を「第51条第2号」に、「同条第2号」を「同条第3号」に改め、同項第8号中「第51条第3号及び第4号」を「第51条第4号及び第5号」に改める。

第7条第2項中「第2項若しくは第63条の3第1項」を「及び第2項」に改め、同条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の2第3項に規定する指定医療機関（以下「指

定医療機関」という。)の長, 法第6条の3第8項」に改め, 「, 法第7条第6項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)の長」を削る。

第12条中「又は第63条の2第1項若しくは第2項」を削る。

第18条中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改める。

第1号様式(裏面)及び第2号様式(裏面)中「第51条第2号」を「第51条第3号」に, 「第51条第3号及び第4号」を「第51条第4号及び第5号」に改める。

第5号様式注以外の部分, 第6号様式注以外の部分, 第7号様式及び第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第9号様式中「あて先」を「宛先」に, 「京都市児童相談所長」を「京都市 児童相談所長」に改める。

第10号様式から第10号様式の4までの規定中「京都市児童相談所」を削る。

第11号様式注以外の部分, 第12号様式及び第13号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第14号様式中「京都市児童相談所長」を「京都市 児童相談所長」に改める。

第18号様式注以外の部分, 第19号様式注以外の部分, 第20号様式注以外の部分及び第21号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は, 平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童福祉センター)